

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	株式会社レインボー	種別	放課後等デイサービス
代表者	名倉 徹	管理者	川崎 あゆみ
所在地	福岡市東区土井 1-11-21-102 号	電話番号	092-692-1748

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」3－3に対応しています。本ひな形は、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第Ⅰ章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、役員及び管理者とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

役員及び管理者の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 ☐ 体制整備 管理者・正社員 ☐ 意思決定者・担当者の決定 意思決定者：管理者 担当者：正社員 ☐ 役割分担 管理者指示で役割分担を行う	様式 1
(2) 情報の共有・連携	☐ 情報共有範囲の確認 当事者関係先事業所、障がい福祉課（福岡市こども未来局） ☐ 報告ルールの確認 管理者がまとめて報告する。 ☐ 報告先リストの作成・更新 管理者が行う	様式 2
(3) 感染防止に向けた 取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 ☐ 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 メディアを中心に収集	様式 3 様式 8

	☐ 基本的な感染症対策の徹底 マニュアルに沿った対応 ☐ 利用者・職員の体調管理 検温と咳の有無を中心に行う ☐ 事業所内出入り者の記録管理 基本的に訪問行為や入室はご遠慮いただく	
(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保	☐ 保管先・在庫量の確認、備蓄 消毒用のアルコールの在庫確認を徹底する ☐ 委託業者の確保 必要であれば対応する	様式 6
(5) 職員対応 (事前調整)	☐ 職員の確保 出勤可能な職員で対応を行う ☐ 相談窓口の設置 対策本部を窓口で対応する	
(6) 業務調整	☐ 運営基準との整合性確認 国・県が示したガイドライン等に添って対応する ☐ 業務内容の調整 職員数に応じて、都度対応していく	様式 7
(7) 研修・訓練の実施	☐ BCP の共有 事業所内で共有を行う ☐ BCP の内容に関する研修 定期的な研修を行う ☐ BCP の内容に沿った訓練 研修時に訓練も行う	

(8) BCPの 検証・見直し	☐ 課題の確認 研修・訓練後に課題について精査していく ☐ 定期的な見直し 精査後に提案された意見を必要であれば、見直しを行う	
-----------------------------------	---	--

第三章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

管理者の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	川崎 あゆみ	名倉 徹
医療機関、受診・相談センターへの連絡	佐藤 由美子	名倉 徹
利用者家族等への情報提供	川崎 あゆみ	名倉 徹
感染拡大防止対策に関する統括	川崎 あゆみ	名倉 徹

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	☐ 管理者へ報告 感染症の疑い事例が発生した場合、速やかに管理者へ報告する。 ☐ 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡し、指示を受ける。 ☐ 事業所内・法人内の情報共有 本部、系列事業所へ共有する。 ☐ 指定権者への報告 LINE,又は電話で報告する。 ☐ 相談支援事業所への報告 担当の相談支援事業所へ連絡し情報共有をする。 ☐ 家族への連絡 状況等を家族へ報告する。 その後の体調変化、検査結果等の共有をお願いする。	様式 2

(2) 感染疑い者 への対応	【利用者】 ☐ サービス休止 コロナ感染の際は 5 日間の利用の停止を行う ☐ 医療機関受診 発熱時には医療機関の受診を行う。	
(3) 消毒・清掃 等の実施	☐ 場所（居室・共用スペース等）、方法の確認 共有スペース、備品等の消毒を行う。	

第Ⅳ章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	名倉 徹	川崎 あゆみ
関係者への情報共有	名倉 徹	川崎 あゆみ
再開基準検討	名倉 徹	川崎 あゆみ

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
☐ 都道府県・保健所等と調整 感染者の人数、職員の人数、消毒の状況による。 保健所からの休業申請があれば指示に従う。 ☐ 訪問サービス等の実施検討 代替サービスとして、オンラインでの支援も検討する。 ☐ 相談支援事業所との調整 営業停止日と営業再開日、休業中の対応について相談支援事業所に情報提供をする。代替サービスについても相談する。 ☐ 利用者・家族への説明 営業停止、再開についての連絡。その後の保健所を含めた対応の情報も共有する。 ☐ 再開基準の明確化 職員の健康状態を確認し、人数確保が出来た場合に再開する。 又は国のガイドラインに従う。	

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	名倉 徹	川崎 あゆみ
関係者への情報共有	川崎 あゆみ	名倉 徹
感染拡大防止対策に関する統括	川崎 あゆみ	名倉 徹
勤務体制・労働状況	川崎 あゆみ	名倉 徹
情報発信	名倉 徹	川崎 あゆみ

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	☐ 濃厚接触者の特定への協力 感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力する ☐ 感染対策の指示を仰ぐ 消毒範囲、内容、対策を保健所に相談、指示を受け、実地する。	様式 4
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 ☐ 自宅待機 保健所の指示に従う 国、県の定めたガイドラインに従う ☐ 相談支援事業所との調整 情報共有をし、都度相談を行う。	

	【職員】 ☐ 自宅待機 保健所の指示に従う。	
(3) 防護具・ 消毒液等の確保	☐ 在庫量・必要量の確認 管理者が定期的に確認する。 ☐ 調査先・調達方法の確認 ドラッグストア等で調達	様式 6 様式 2
(4) 情報共有	☐ 事業所内・法人内での情報共有 管理者が各職員に情報共有を行っていく ☐ 利用者・家族との情報共有 管理者が各家庭に LINE 又は電話等で情報共有を行っていく。 個人情報の取り扱いには十分気を付ける。 ☐ 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 管理者又は代表者が自治体に情報共有をする。 ☐ 関係業者等との情報共有 管理者又は代表者が関係業者等に情報共有をする。	様式 2
(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応	☐ 労務管理 適切な管理が行えるように努力する。 適切な人員配置を可能な限り行っていく。 ☐ 長時間労働対応 休憩の回数を増やす等、対策を行っていく。 連続した長時間勤務を余儀なくされる場合、勤務調整をして休みを確保する。 ☐ コミュニケーション 日頃の声掛けやコミュニケーションを行い、孤立感や孤独感を持たないような対応をしていく	

(6) 情報発信	☐ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応 その都度、対応していく。	
----------	--	--

<更新履歴>

更新日	更新内容
2024 年 4 月 1 日	作成
2024 年 6 月 1 日	更新

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和 2 年 7 月 3 日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和 2 年 5 月 28 日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和 2 年 5 月 4 日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和 2 年 5 月 28 日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和 2 年 5 月 4 日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和 2 年 10 月 15 日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○（各施設で必要なものを記載）